

P F I 事業の評価基準の見直しについて

1. 見直しの背景

PPP／PFI 推進アクションプラン（令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）において、大学施設が重点分野として位置付けられ、目標が掲げられたことを受け、今後、国立大学法人等においては、PFI 事業の検討機会が増加し、様々な事業内容でのPFI 事業の適正性の検討等が行われることが見込まれる。

このことから、国立大学法人等におけるPFI 事業導入に向けた検討が、より具体的かつ適切に行われるよう、PFI 事業の評価基準について、その評価内容を明確化する等の見直しを行う。

■ PPP／PFI 推進アクションプラン（令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）
（抜粋）

3. PPP／PFI アクションプラン推進の目標

（2）重点分野と目標

ii）各重点分野における取組

⑦大学施設

令和4年3月末時点で、事業を開始している案件が1件ある。令和8年度までに5件の具体化を目標として以下の施策等に取り組む。〈文部科学省〉

- ・ 収益を伴う施設の整備事業について、公共施設等運営事業等の可能性を検討するため、ニーズ調査を実施し積極的な検討の促進を図る。さらに、導入可能性調査の実施経費への支援や施設整備に対する一部補助などを通じて、国立大学法人等を支援する。（令和4年度開始）〈文部科学省〉
- ・ 国立大学法人等に対する施設整備補助の交付に際し、一定規模を超える新築・改築事業については、原則としてPFIの実施を要件化し、当初予算による割賦払いを通じて計画的整備を支援する。（令和4年度開始）〈文部科学省〉

2. PFI 事業評価基準の見直しの考え方

（1）検討内容の明確化

1）評価項目の重み付けと検討内容の明確化

①多様な財源による整備の拡充

- ・ 外部資金、民間収益施設の活用等

②「質の向上」

- ・ 効果的・効率的な運営事業の導入等

2）事業内容に応じた柔軟性のある評価

事業内容や検討の熟度に応じた評価点積み上げ式に変更（100点満点中80点以上をS評価）